

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	プロバン荷役株式会社 (法人番号4430001015438) 代表者横山房代	北海道札幌市中央区南13条西9丁目2番11号	厚田営業所	北海道石狩市厚田区聚富595-1	R6.4.25	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他9件	令和5年10月17日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備不良車両等運行(安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21
2	有限会社サンキョウ (法人番号7430002043377) 代表者南幹夫	北海道石狩市花川東2条2丁目25番地	本社営業所	北海道石狩市花川東2条2丁目25番地	R6.4.26	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他5件	令和5年9月15日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)	7	15

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
3	有限会社マツザキ物流 (法人番号9430002059990) 代表者松崎輝利	北海道白老郡白老町字社台334番地3	本社営業所	北海道白老郡白老町字社台334番地3	R6.4.26	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和5年9月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3) 乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5) 特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
4	株式会社金澤運送(法人番号8440001000419) 代表者三浦一彦	北海道函館市昭和2丁目9番8号	本社営業所	北海道函館市昭和2丁目9番8号	R6.4.26	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和5年12月13日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一連行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5) 運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	5	5
5	株式会社松平産業(法人番号3430001028655) 代表者松平晃	北海道札幌市白石区川下2115番地50	本社営業所	北海道札幌市白石区北郷8条3丁目4-8	R6.4.26	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和5年12月18日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)(3) 運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
6	有限会社川西鶏卵販売所(法人番号4460102000823) 代表者夏目明彦	北海道帯広市大空町12丁目1番地13	本社営業所	北海道帯広市西24条北2丁目13-18	R6.4.26	輸送施設の使用停止(95日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他10件	令和5年12月19日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。 (1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2) 整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)、(3) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4) ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)、(5) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7) 乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8) 運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10) 特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	10	10

